

電気の子メーター 所有者・管理者の皆さんへ

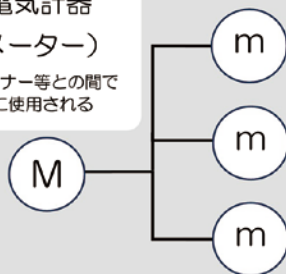
電気の子メーターの有効期限が過ぎていませんか？
検定ラベル・検定票をご確認ください。

証明用電気計器（子メーター）とは、貸しビル、アパート、テナントなどでオーナー等が一括して支払った電気料金を各使用者の使用量に応じて配分するために用いられるメーターをいいます。また、自動販売機や電灯に設置されている場合もあります。（ただし、管理用は除きます。）

計量法では、「検定等を受けたもの・有効期間内のもの」でなければ取引又は証明における計量に使用してはならないことになっています。これらに違反した場合は、計量法による罰則規定があります。当事者間のトラブルを未然に防ぐためにも、計量法を遵守されることをお願いします。

取引用電気計器

Ⓜ（親メーター）
電力会社とオーナー等との間で
電気の取引に使用される



証明用電気計器

Ⓜ（子メーター）
オーナー等と使用者との間で
電気料金の配分に使用される

〔単独計器の場合〕

検定ラベル（検定に合格したもの）

「例」和暦表示



※有効期限 2028 年 4 月を示す。 ※有効期限 2032 年 4 月を示す。

「例」西暦表示



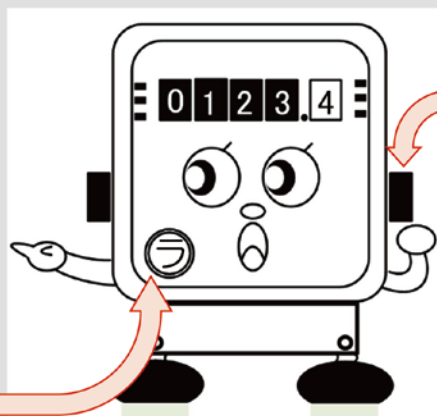
適合ラベル（基準適合検査に適合したもの）

「例」和暦表示



※有効期限 2028 年 4 月を示す。 ※有効期限 2032 年 4 月を示す。

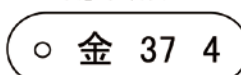
「例」西暦表示



〔変成器付計器の場合〕

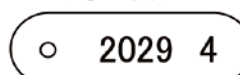
検定票（ファイバー）

「例」和暦表示



※有効期限 2025 年 4 月を示す。

「例」西暦表示



※有効期限 2029 年 4 月を示す。

検定証



変成器付計器の有効期限は
検定票に表示してあります。

検定証 （検定ラベルの場合）



封印キャップ （適合ラベルの場合）



※ 有効期限は、2018 年 12 月 31 日以前は和暦表示です。また、2019 年 1 月 1 日以降は西暦表示となっています。

北陸地区証明用電気計器対策委員会

電気の子メーターに関するQ&A

Q 子メーターは検定又は基準適合検査を受けたものでなければ使用できませんか？

A 計量法の第16条(使用の制限)では、次の事項に該当する特定計量器は使用してはならないと定めています。

- (1)検定証印又は基準適合証印が付されていないもの。
- (2)検定証印又は基準適合証印の有効期間を経過したもの。
- (3)変成器とともに使用する電気計器の場合、付属変成器と同じ合番号が付されていないもの。

したがって子メーターは、検定又は基準適合検査に合格したもので、有効期間内のものでなければ使用できません。

Q 有効期間はどのように定められていますか？

A 計量法施行令では、変成器とともに使用するかどうか、あるいは電圧や電流の定格値によって規定されています。検定又は基準適合検査に合格した月の翌月から起算して

- (1)単独計器(メーターのみ)の場合

通常のメーターは10年ですが、一部(機械式で定格電流20A、60A)7年のメーターもあります。

- (2)変成器付計器(変成器とともに使用する)の場合

定格一次電流が120A以下の変流器とともに使用するもの(定格一次電圧が300Vを超える変圧器とともに使用するものを除く。)は7年、これ以外のものについては5年となります。

(注)ただし、平成14年7月3日以降に検定を受けた電子式計器については、7年となります。

Q 子メーターを違反して使用した場合、罰則はありますか？

A 計量法の第172条では「6か月以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」とありますが、当事者間のトラブルの発生を未然に防ぐためにも、計量法を遵守されるようお願いいたします。

●子メーターの交換について

有効期限の過ぎたメーターは、検定又は基準適合検査に合格したメーターに取り替えることになります。

お問い合わせ先

- ◇北陸計器工業株式会社(石川).....TEL 076-220-7022
- (富山).....TEL 0766-54-5582
- (福井).....TEL 0776-21-0562
- ◇株式会社 でんそく.....TEL 076-429-5855
- ◇東光東芝メーターシステムズ株式会社 営業部...TEL 03-6371-4359
- ◇富士電機株式会社 北陸支社.....TEL 076-441-1232
- ◇三菱電機株式会社 北陸支社.....TEL 076-443-1705
- ◇株式会社 エネゲート 営業開発部.....TEL 06-6458-7936
- ◇大崎電気工業株式会社 大阪営業所.....TEL 06-6373-2556

●計量法及び検定などのお問い合わせ先

- ◇中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局.....TEL 076-432-5589
- ◇日本電気計器検定所 北陸支社(北陸地区証明用電気計器対策委員会事務局)・・TEL 076-248-1257

北陸地区証明用電気計器対策委員会の構成機関

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局
富山県、石川県、福井県の計量検定所
富山市、高岡市、金沢市、福井市の計量検査所
北陸電力送配電株式会社
一般財団法人 北陸電気保安協会
一般社団法人 北陸電気管理技術者協会
北陸電気工事組合連合会

一般社団法人 日本電設工業協会 北陸支部
北陸計器工業株式会社
株式会社 でんそく
東光東芝メーターシステムズ株式会社
三菱電機株式会社
富士電機株式会社
日本電気計器検定所 北陸支社

●計量法による電気の子メーターの検定有効期間確認のための立入検査は、行政機関(各地方自治体の計量検定所・計量検査所)自身により行われます。

●子メーターの調査や立入検査について、民間その他の機関が経済産業省や当委員会及び委員会の構成団体の委託を受けて行うことはありません。

* 無断転載・複製を禁止します。

2026.06